

国民健康保険からのお知らせ

解雇などで離職した方の保険料の軽減

会社の倒産や解雇などの理由で離職し、会社で加入していた健康保険から国保に移る方は、保険料の軽減を受けられます。また、すでに国保に加入している方も対象となる場合があります。

- 対象 平成 21 年 3 月 31 日以降に離職した方(離職時に 65 歳未満)で、雇用保険受給資格者証の離職理由が、倒産・解雇、雇い止めなど(離職理由コードが 11、12、21、22、23、31、32、33、34)の方
- 保険料軽減期間 離職の月から翌年度末まで(平成 22 年 3 月までに離職した方は、平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月まで)
- 申請に必要な物 雇用保険受給資格者証(ハローワークで発行)、以前加入していた健康保険の資格喪失証明書(すでに国保に加入している方は除く)、印鑑

加入脱退の届け出は忘れずに

国保に入るとき、またはやめるときは、14 日以内に届け出をお願いします。
 なお、75 歳になり、後期高齢者医療制度に移行となる方は、手続きの必要はありません。

国保に入るとき	届け出に必要なもの	
他の市区町村から転入したとき	転入届	印鑑
職場の健康保険をやめたとき	健康保険資格喪失証明書	
職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき		
子どもが生まれたとき	母子健康手帳	
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書	

加入の手続きが遅れると、国保の加入資格を得た月までさかのぼって保険料を納めなければなりません。また、手続きしていない間の医療費は一時的に全額自己負担になります。

国保をやめるとき	届け出に必要なもの	
他の市区町村へ転出するとき	保険証、転出届	印鑑
職場の健康保険に入ったとき	国保と職場の両方の保険証	
職場の健康保険の被扶養者になったとき		
死亡したとき	保険証	
生活保護を受け始めたとき	保険証、保護開始決定通知書	

脱退の届け出が遅れると、届け出までの間、国保の保険証で受診した医療費の国保負担分を全額返納しなければなりません。

その他こんなときにも	届け出に必要なもの	
国保加入者が就学のために住所を変更するとき	保険証、転出届、在学証明書	印鑑
国保加入者が指定施設等に住所を変更するとき	保険証、転出届	

指定施設等とは...病院または診療所への入院、児童福祉施設、障がい者支援施設、養護老人ホームまたは特別養護老人ホーム、介護保険施設など

問合せ先 市健康推進課国保係